

年度1回（4月～翌年3月末）

会員が休暇等を利用して私的で宿泊旅行した場合や慰安旅行で宿泊した場合、宿泊費の補助をします。

《申請について》

- 年度内(4月1日～翌年3月末)に会員ひとり1回のみ申請できます。
- 補助額は 会員ひとり2,000円。登録家族が同伴した場合ひとり1,000円。
- 宿泊日から1年以内。ただし、ゆいワークに入会後の宿泊に限ります。
- 宿泊料金を伴わない乳幼児や小人は補助の対象外となります。
- 会員が宿泊費を負担していない場合(事業所慰安旅行・夫婦旅行を除く)や出張など、仕事での宿泊は対象外となります。

《現金での受取》

◆会員ひとり分の補助申請：申請時に窓口にて審査後、補助金受取

①宿泊旅行補助申請書

注意：補助金受け取りを委任する場合は、委任欄に署名押印してください。

②宿泊料金の領収書（原本、コピー不可）：あて名に会員の氏名（フルネーム）記載

③印鑑

※窓口審査で補助金が支払われた後でも、申請の再審査で書類の不備や補助対象外とされた場合、追加書類の提出や補助金の返還をさせる場合もあります。

※委任がされていない場合は、翌月に口座振込（会費振替と同じ口座）となります。

◆会員と登録家族分（複数名分）の補助申請をする場合

①宿泊旅行補助申請書

②宿泊料金の領収書：負担者の氏名（フルネーム）が明記されていること

夫婦同伴の場合は、配偶者名義の領収書も可。ただし、宿泊証明も添付すること

※注意点：領収書は、必ず負担者のフルネームを記入してもらってください。

領収書の宛名が苗字のみの場合、宿泊料金負担者が明確ではないため、申請受付できません。

③同伴した家族名がわかる書類

例：ゆいワーク様式宿泊証明書（宿泊施設発行）

旅行明細書（旅行代理店等発行）、旅行申込書の控え等

飛行機のe-チケットなど、名前が記載されている文書

その他 ゆいワークへお尋ねください。

宿泊旅行補助金 支払判定基準(抜粋)

- 会員は、退会後または資格喪失後に宿泊補助申請することはできない。
- 補助額は、宿泊費を上回らないものとする。
- 同伴家族への補助は、宿泊日に登録されている者を補助対象とする。
- 会員が同伴していない場合、家族のみの申請はできないものとする。
- 1部屋料金制（ペンション等利用）の場合、小学生以上の人数分とする。ただし、人数または添い寝が明記され、宿泊料金の負担がない場合は、小学生でも補助対象外とする。
- 幼児(幼稚園児以下)は、幼児料金の負担が明白な場合を除き、補助対象外とする。
- 事業所が慰安旅行（原則として従業員全員が対象の旅行）を行った場合、申請書は事業所代表者名で提出。領収書（コピー可）と宿泊者名簿（ゆいワーク様式「宿泊証明書」）を添付すること。この場合、補助は会員のみを対象とし、登録家族への補助は該当しないものとする。また、すでに宿泊旅行補助申請を年度内利用している会員への補助は対象外とする。
- 友人や職場等のグループ旅行の場合、「宿泊旅行補助申請書」は各会員が1枚ずつ提出。領収書はグループ代表者名（ゆいワーク会員であること）を可とする。また、宿泊者名簿(宿泊施設発行)や旅行者名簿(旅行代理店等発行)を添付する。ただし、領収書のあて名がグループ代表者名になっている場合は、補助は会員のみを対象とし、登録家族への補助は該当しないものとする。
- 領収書の宛名に複数名記載されている場合は、各自が旅費を負担したものとみなす。
- 夫婦同伴の場合は、配偶者名の領収書も可とする。（ただし、宿泊証明書や申込書等で同伴を明確にすること）